

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	管理部 総務課	2022年 4月1日	令和4年度長崎振興局燃料(ガソリン)売買単 価契約		長崎市元船町2番8号 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	長崎振興局の公用車は、県内全域にわたって出張し ており、災害等緊急時の対応だけでなく、平時におい ても業務効率化や業務に支障が出ないようにするため 、局保有の公用車が庁舎周辺の複数の給油所で円滑、 かつすみやかに給油できること、及び県内各目的地に おいて確実に給油できることが必要となっている。 また県内全域で安定供給が得られ、県内同一単価の 供給が可能な業者は、県内給油所の約8割の組織率を 持ち各地に給油所を確保する長崎県石油協同組合だけ であり、平成30年度6月議会で議決された組合でも あることから、当組合と1者随契約するものである。	第167条の2第1項 第2号
2	長崎振興局	管理部 総務課	2022年 4月1日	長崎振興局管内ダム監視用通信回線の使用に關 する契約	9,669,000	長崎市筑後町5番8号 株式会社 長崎ケーブルメ ディア 代表取締役社長 峰 利克	本契約は、ダム管理に必要な情報伝達のための専用 通信回線を使用するものである。現在、長崎ケーブル メディアより電気通信役務の提供を受けているが、引 き続き、既存の通信回線網を使用するためには、契約 相手が同社に限定されるため、㈱長崎ケーブルメ ディアとの一者随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
3	長崎振興局	管理部 総務課	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約(長崎振興局大橋庁舎)		長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経 費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同 様、管財課において集約の上、固定単価による一般競 争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立 しなかった。 本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するた め、早急に新たな電力供給者を見つける必要があるこ とから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー 」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニ ューの追加供給量に限りがあるため先着順)について 、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得 た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電 力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申 込不可との回答があり、一括調達が不調となったこと から、各施設の所管部局において電力調達確保事務を 行うこととなったものである。 電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作 業については1か月間程度必要であり、新たな電力供 給者による4月1日電力供給開始は困難である。 従って、現契約供給者であり、電力の安定確保が可 能である九州電力㈱から、現時点において申込可能な 市場連動単価メニューによる電力調達を行うものであ る。 市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電 力単価が決まるという特性のため、単価競争による供 給業者選定が出来ない。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	長崎振興局	建設部 河川課	2022年 6月17日	長崎振興局河川課積算技術業務委託	11,330,000	大村市池田2丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
5	長崎振興局	建設部 河川課	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約（長崎振興局西山ダム管理事務所）	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎営業所 所長 渡邊 裕二	本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。 本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込（令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順）について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。 電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。 従って、現契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、現時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うものである。 市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。	第167条の2第1項 第5号
6	長崎振興局	建設部 砂防課	2022年 6月28日	長崎振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	1,531,200	大村市池田2丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	本業務は、高度で行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等行使する基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	長崎振興局	建設部 砂防課	2022年 11月1日	長崎振興局砂防課積算技術業務委託	4,180,000	大村市池田2丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
8	長崎振興局	建設部 都市計画課	2022年 10月31日	長崎時津縦貫線道路設計等事業監理業務委託	104,500,000	長崎市矢上町39-23-101 大日本コンサルタント株式会社 長崎営業所 所長 島田 伸一郎	本業務は、長崎南北幹線道路の事業促進を図るためのPPPの一環として、事業計画の作成・管理や、調査・設計業務の指導監督、地元や関係機関との調整等に関し、民間企業の支援を受けるものであり、官民双方の多様な専門知識や豊富な経験を融合させながら事業を進めていくこととしている。 本県においては初めての取組であり、確立された手法がないことから、実施方針や実施体制等に関する技術提案を受け、それに基づいて業務の仕様を定める方が優れた成果を得ることができると考えられるため、発注に当たって公募型プロポーザル方式を採用するものである。 なお、国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドラインでは、受注者の選定方法として、手続き期間を確保できる場合はプロポーザル方式を適用するものと定めている。	第167条の2第1項 第2号
9	長崎振興局	建設部 道路維持課	2022年 5月16日	長崎振興局道路維持課積算技術業務委託	15,290,000	大村市池田2丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
10	長崎振興局	建設部 道路維持課	2022年 6月10日	一般国道202号交通安全施設等整備工事（電停拡幅）	85,540,000	長崎市大橋町4番5号 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 中島 典明	本工事は一般国道202号の長崎駅前のバリアフリー化に伴い、長崎電気軌道敷内の電停を拡幅する工事である。 国土交通省告示第496号 令和元年9月2日 建設工事公衆災害防止対策要綱 第6章 第40条1「鉄道事業者に委託する工事の範囲に「やむを得ず直接軌条、架線等に接触するような工事は、他の工事のために必要な工事であっても、軌道の安全確保の点から原則として鉄道事業者に委託すべきである」と示されており、鉄道事業者と協議を行った結果、軌道の安全確保のため、鉄道事業者である長崎電気軌道株式会社に工事を委託するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	長崎振興局	建設部 道路維持課	2022年 10月26日	一般国道206号交通安全施設等整備工事(電気軌道ケーブル施設等移設その2)	13,344,000	長崎市大橋町4番5号 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 中島 典明	本工事は一般国道206号上に架かっている岩川町歩道橋を撤去する工事に伴い、長崎電気軌道敷内の架空ケーブルを付替える工事である。 国土交通省告示第496号令和元年9月2日建設工事公衆災害防止対策要綱第6章第401. 一 鉄道事業者に委託する工事事の範囲に「やむを得ず直接軌条、架線等に接触するような工事は、他の工事のために必要な工事であっても、軌道の安全確保の点から原則として鉄道事業者に委託すべきである」と示されており、鉄道事業者と協議を行った結果、軌道の安全確保のため、鉄道事業者である長崎電気軌道株式会社に工事を委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
12	長崎振興局	建設部 道路維持課	2023年 3月30日	4債長道維第3号 一般国道202号駅前エレベーター保守点検委託	4,078,008	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 長崎支店 支店長 浅野 学	必要な機材及び技術員の有無を他のエレベーターメンテナンス会社に問い合わせたところ、点検に必要な機材が無く、他企業のエレベーターを点検できる技術者もない。また、遠隔監視を行うことから環境整備の問題上特定1者以外での対応が不可能である。以上により、過去にも同様の理由から契約を行った三菱電機ビルソリューションズ株式会社と1者随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
13	長崎振興局	建設部 道路維持課	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約(長崎振興局大浜・金水トンネル)	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎営業所 所長 渡邊 裕二	本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。 本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力(株)の固定単価である「標準メニュー」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニューへの追加供給量に限りがあるため先着順)について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力(株)より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。 電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。 従って、現契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力(株)から、現時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うものである。 市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	長崎振興局	建設部 道路維持課	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約(長崎振興局唐八景トンネル)	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順)について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行った。</p> <p>なお、電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、現契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から電力調達を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第5号
15	長崎振興局	建設部 道路維持課	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約(長崎振興局飽ノ浦トンネル)	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順)について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行った。</p> <p>なお、電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、現契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から電力調達を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	長崎振興局	保健部 企画調整課	2023年 3月31日	令和5年度 電力契約(長崎振興局保健部庁舎)	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>本年度3月末にて現在の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順)について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。</p> <p>電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、現契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、現時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うものである。</p> <p>市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。</p>	第167条の2第1項 第5号
17	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 4月1日	長崎港内及び長崎漁港内における海面清掃業務委託	29,440,000	長崎市万才町3-17 長崎港清掃協議会 会長 中部 憲一郎	<p>長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を行うために設立された団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向、風速、潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であり、熟練した技能が求められる。</p> <p>長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を行っており、業務に精通し、かつ熟知しており、この業務を遂行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出る流木やゴミが頻繁に発生しており、長崎県の安全管理の指示に対し、長崎港清掃協議会は、柔軟に緊急対応ができ、港の安全を守っている。</p> <p>この協議会は、県の管理港及び管理漁港に係る会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて成り立っており、営利を追求しておらず、公平な立場で対応が可能である。</p> <p>よって、本業務は競争入札には適さないものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 5月2日	長崎振興局長崎港湾漁港事務所漁港課積算業務委託	6,325,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は予定価格算出の基礎となる起工設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
19	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 5月11日	三重地区倒木撤去工事	2,970,000	長崎市浪の平町4番11号 崎永建設株式会社 代表取締役 松尾 矢尋	三重地区において、令和4年5月3日、当事務所管理地に自生する樹木が、隣接する三重地区自治会所有のペーロン小屋に倒れかかかっており、そのまま放置すると被害が発生する恐れがあり、また、小屋の中のペーロン自体にも被害が及び可能性が非常に高かったことから早急に倒木の撤去、処分を行う必要があった。 このため、隣接地で当事務所発注工事を受注、施工中で機材や人員の手配など早急な対応が可能である崎永建設(株)と随意契約を行ったものである。	第167条の2第1項 第5号
20	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 6月2日	長崎港小ヶ倉柳地区ストラドルキャリアシャフトベアリング修繕業務	1,581,030	諫早市久山台1 ロジスネクスト九州(株)諫早サービスセンター センター長 蒲原 清	長崎港小ヶ倉柳地区において、コンテナ貨物船からコンテナを荷下ろしした後にコンテナヤードまで運搬するストラドルキャリアが2台あるが、うち1台は老朽化によりいつ故障してもおかしくない状態である。残り1台で通常の運搬作業を行っていたが、コンテナを上下移動させる装置(シャフトベアリング)が故障し、コンテナ運搬に支障がでるおそれがあるため、早急に修繕を行う必要があった。 ストラドルキャリアは特注運搬車であり、修繕業務については製造メーカーであるロジスネクスト九州株式会社諫早サービスセンターしか対応できないため、ロジスネクスト株式会社諫早サービスセンターと随意契約を行った。	第167条の2第1項 第5号
21	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 6月17日	長崎港小ヶ倉柳地区クレーン車等設置作業	2,366,100	長崎港小ヶ倉町3丁目76番地122 N X 長崎港運株式会社 代表取締役社長 伊東 歳喜	長崎港小ヶ倉柳地区にあるストラドルキャリア2台のうち1台が故障し修理中であったが、残りの1台もコンテナ作業中に故障した。残りのコンテナ運搬や今後の貨物船のコンテナを運搬する必要があるため、至急代替のクレーン車等を現地に運び作業を行える状態に設置する必要があった。 現在ストラドルキャリアの整備点検を長崎港コンテナターミナル運営協会に委託しており、当協会に代替のクレーン車等を至急準備できる会社がないか確認を依頼したところ、N X 長崎港運株式会社が対応可能であったため、N X 長崎港運株式会社と随意契約を行った。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2022年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

2023年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 9月6日	長崎県単災害復旧工事（小江西護岸（B）他 仮応急）	3,218,600	興善町2番8号 株式会社 西海建設 代表取締役 寺澤孝憲	令和4年9月6日の台風11号による越波の影響で、小江西護岸の背後盛土が崩壊し流失した。流失した土砂は排水溝に堆積しており、排水機能に支障をきたしている。再度越波した際には、隣接する西部ガス（株）の施設に被害が生じる恐れがあることから、堆積土砂を早急に撤去し、排水機能の確保を図るものである。また、令和4年9月6日の台風11号による暴風の影響で、小江地区臨港道路のカーブミラーが破損しており、利用者の安全を確保するため、早急に復旧を行う必要がある。なお、実施にあたっては、災害支援協定に基づき要請を行ったところ、協会より、機材や人材を確保でき、緊急対応が可能なのは（株）西海建設との報告を受けたことから、（株）西海建設と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
23	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 9月6日	長崎県単災害復旧工事（福田地区緑地仮応急 ）	3,202,100	長崎市興善町2番8号 株式会社 西海建設 代表取締役 寺澤孝憲	令和4年9月6日の台風11号による越波の影響で、福田地区緑地において土砂流失及びアスファルト舗装、インターロッキングブロック舗装が破損した。流出した土砂及び飛散した各舗装殻が緑地内に飛散しており、緑地施設の利用に支障をきたしていることから、堆積土砂等を早急に除去し、利用者の安全を確保するものである。なお、実施にあたっては、災害支援協定に基づき要請を行ったところ、協会より、機材や人材を確保でき、緊急対応が可能なのは（株）西海建設との報告を受けたことから、（株）西海建設と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
24	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 9月21日	時津港災害復旧工事（浦浮栈橋仮応急）	6,600,000	長崎市平和町5-19 株式会社 西海興業 代表取締役 西山 潤一郎	令和4年9月19日の台風14号による波浪の影響で、時津港浦浮栈橋において連絡橋が落橋した。当該施設は時津町と長崎空港を結ぶ定期船の発着場所として利用されており、定期船の利用に支障を来しているため、早急に応急工事を行い、利用者の安全を確保するものである。なお、実施にあたっては、災害支援協定に基づき要請を行ったところ、協会より、機材や人材を確保でき、緊急対応が可能なのは（株）西海興業との報告を受けたことから、（株）西海興業と随意契約するものである。	第167条の2第1項 第5号
25	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2022年 10月7日	長崎漁港鳴鼓トンネル換気設備点検業務委託	3,080,000	長崎市川口町10番2号 協和機電工業 株式会社 代表取締役 坂井 崇俊	当該業務委託について指名競争入札を行ったが、入札3回目においても落札に至らなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札者である協和機電工業（株）から見積書を徴して随意契約を行ったもの	第167条の2第1項 第8号
26	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月8日	長崎漁港丸尾地区駐車場警備・管理及び料金徴 収業務委託	1,650,000	長崎市興善町2-24 株式会社 ふよう長崎 代表取締役 田口 克己	当該業務委託について競争入札を行ったが、入札3回目においても落札に至らなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札者である（株）ふよう長崎から見積書を徴して随意契約を行ったもの	第167条の2第1項 第8号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月13日	港湾施設（元船B棟・C棟上屋、出島岸壁陸電設備）で使用する電力	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3 - 19 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>5年3月末にて4年度の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込（令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順）について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。</p> <p>電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、4年度契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、2月下旬時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うこととしたものである。</p> <p>市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。</p>	第167条の2第1項 第6号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月13日	鳴鼓トンネルで使用する電力	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3 - 19 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>5年3月末にて4年度の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順)について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。</p> <p>電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、4年度契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、2月下旬時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うこととしたものである。</p> <p>市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。</p>	第167条の2第1項 第6号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月14日	長崎振興局万才町庁舎で使用する電力	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3 - 19 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>5年3月末にて4年度の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込(令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順)について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。</p> <p>電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、4年度契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、2月下旬時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うこととしたものである。</p> <p>市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。</p>	第167条の2第1項 第6号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月14日	港湾施設（元船可動橋陸電設備）で使用する電力	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3 - 19 九州電力株式会社 長崎営業 所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>5年3月末にて4年度の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込（令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順）について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。</p> <p>電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、4年度契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、2月下旬時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うこととしたものである。</p> <p>市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。</p>	第167条の2第1項 第6号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月16日	港湾施設（西琴平岸壁、小ヶ倉柳コンテナヤード・ターミナルビル・CFS7号上屋）で使用する電力	単価契約 別紙のとおり	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎営業所 所長 渡邊 裕二	<p>本調達案件については、庁舎等の電力調達に係る経費節減及び各所管部局の事務負担軽減のため、前年度同様、管財課において集約の上、固定単価による一般競争入札を実施したが、参加申請者が無く、入札が成立しなかった。</p> <p>5年3月末にて4年度の電力調達契約が終了するため、早急に新たな電力供給者を見つける必要があることから、九州電力㈱の固定単価である「標準メニュー」への申込（令和5年2月14日受付再開、標準メニューの追加供給量に限りがあるため先着順）について、総務部随意契約適正化推進協議会にて一括承認を得た後、同メニューへの申込手続きを行ったが、九州電力㈱より、安定的供給力を超過したことを理由に、申込不可との回答があり、一括調達が不調となったことから、各施設の所管部局において電力調達確保事務を行うこととなったものである。</p> <p>電力供給契約者を変更する場合、変更に伴う切替作業については1か月間程度必要であり、新たな電力供給者による4月1日電力供給開始は困難である。</p> <p>従って、4年度契約供給者であり、電力の安定確保が可能である九州電力㈱から、2月下旬時点において申込可能な市場連動単価メニューによる電力調達を行うこととしたものである。</p> <p>市場連動単価調達は、将来の市場約定価格により電力単価が決まるという特性のため、単価競争による供給業者選定が出来ない。</p>	第167条の2第1項 第6号
32	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月24日	長崎港小ヶ倉柳埠頭荷役機械管理運営業務委託	32,400,500	長崎港小ヶ倉町3丁目7番 120号 長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 飛永 哲郎	<p>小ヶ倉柳地区については、港湾運送業の円滑な運営を図るため長崎港コンテナターミナル運営協会を設立している。当協会は、長崎県から許可を受けたガントリークレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフトの使用計画を調整し荷役作業を行っている。当業務委託は、これら港湾荷役機械の利用調整及び維持管理業務（始業前点検、月例点検、年次点検等）を委託するものである。また、月例点検、年次点検等はより高度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている港湾荷役機械使用者の立会が必須であるなど、始業前点検と一体となった点検であり、点検日程についても運営協会との調整が不可欠であるため、運営協会に委託し効率化を図るものである。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月31日	長崎港湾施設管理等業務委託	4,340,000	長崎市福田本町1892番地 長崎サンセットマリーナ 株式会社 代表取締役社長 吉井 健	<p>サンセットマリーナは現在、長崎港福田地区に整備されたマリーナの指定管理者であり、併せて長崎港出島地区にある出島ハーバーの指定管理業務も行っており、プレジャーボートをはじめヨットなどの船の係留、ハーバーの管理・運営を熟知している。</p> <p>当業務委託は、下記業務を委託するものであるが、同社は、当該泊地に近い福田地区に会社を構えており、緊急時においても対応が可能であることから、一者随意契約するものである。</p> <p>【業務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請書の取りまとめ ・施設利用者の適正利用指導 ・整理整頓清掃、要修繕箇所の連絡 ・係船調整、巡回監視指導 	第167条の2第1項 第2号
34	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	2023年 3月31日	茂木港湾施設管理等業務委託	1,390,000	茂木町2148番地1 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久	<p>長崎市茂木漁業協同組合は、水産業協同組合法により認可された法人である。</p> <p>当業務委託は下記業務を委託するものであるが、茂木港には、当漁協所属の漁船が多数停泊しており、P/Bを当泊地にて許可するには漁業活動の支障のない範囲に限定する必要があるが、同組合は当該泊地の近隣に事務所を有しており、過去から当該地の状況、また係留関係者の利用状況等を熟知していることから同組合と一者随意契約するものとする。</p> <p>【業務概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請書の取りまとめ ・利用者への適正利用指導 ・港湾施設の整理清掃 	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙 長崎振興局総務課 令和4年4月1日
令和4年度長崎振興局（ガソリン）売買単価契約

品名	規格	単位	単価 (契約締結時)
ガソリン	レギュラー	1リットル	162円

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1kwにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	2,142 円 78 銭
----------------	-----------------------------	--------------

2 電力量料金

ピーク	17 円 26 銭	夏季昼間	14 円 79 銭
その他季昼間	13 円 84 銭	夜間	9 円 59 銭

契約種別：業務用季時別電力 A

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1kwにつき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	2,142 円 78 銭
----------------	-----------------------------	--------------

2 電力量料金

夏季 13 円 37 銭 その他季 12 円 44 銭

契約種別：業務用電力 A

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）

料金表

【基本料金および電力量料金】

1 基本料金

1月につき

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表
	標準電圧 100,000 ボルトで供給を受ける場合	非公表

2 電力量料金

非公表

契約種別：業務用電力A（市場連動型プラン）